

# 構築できるか知財立国日本

—我が国知財立国の早期構築化に関する一考察—

(社) 発明協会東京支部参与

会員 唐木 浄治



## 目次

- I 知財立国日本構築化の方向性
  - 1. 我が国知的財産推進の必要性
  - 2. 我が国知財立国構築の構想案
  - 3. 我が国知財立国構築の実現策
- II 知財立国日本構築化の具体策
  - 1. 知的創造性豊かな人材の育成
  - 2. 知性・教養豊かな社会の実現
  - 3. 知的産業社会国家の早期構築
- III 知財立国日本構築化の推進策
  - 1. 政府直轄の知的財産省の新設
  - 2. 知財立国推進国民会議の設置
  - 3. 知的社会実現国民運動の展開

.....

## I 知財立国日本構築化の方向性

我が国は21世紀に向けて早期に知財立国の実現を目指すため、平成15年3月に知的財産基本法が施行されると同時に知的財産戦略本部が新設され、「知的財産の創造・保護及び活用に関する推進計画」が発表された。その後、毎年訂正され「知的財産推進計画2004」「知的財産推進計画2005」「知的財産推進計画2006」とが策定され、特許庁編集による「特許行政年次報告書」で2004年版と2005年版とが報告されて発明協会から発表(2006年版は本年10月中旬頃の予定)された。

この知的財産戦略本部が策定された推進計画から、知財立国日本が目指している構築化の方向性を探ってみよう。

### 1. 我が国知的財産推進の必要性

平成17年6月10日の戦略本部において決定された「知的財産推進計画2005」(以下、「推進計画2005」という。)では、知的財産の創造・保護・活用、コンテンツ、人材育成及び国民意識の向上の各分野に亘り、約450項目が盛り込まれた。これを受けた政府は、これまでに行ってきた取り組みを踏まえながら今後も更に知的財

産関連施策を推進していくことになっている。

こうした政府全体としての取り組みの中で、特許庁では推進計画2005に基づき世界最高水準を目指した特許等の審査迅速化、世界特許システム構築、模倣品・海賊版対策の観点からの国際協調やインターネット対策強化、中小企業支援、知財関連人材育成等において、関係府省とも連携を図りつつ施策を強力に推進して知的財産立国の早期実現を目指した取り組みを行っていく方針である。

この推進計画の中で特に注目されるのが、知財立国日本を早期に実現するためにはその担い手である人材育成が急務であることが提言されている。すなわち、21世紀の知財立国日本を早期に構築するためには知財の人材育成が必要不可欠である旨の提言である。具体的な人材育成策は、知財に強い弁護士や国際性を備えた弁理士の育成と法科大学院における知財教育の推進に加えて、その知財人材を10年間で質量ともに倍増することと理系人材の知財分野への参入を支援することが提案されている。

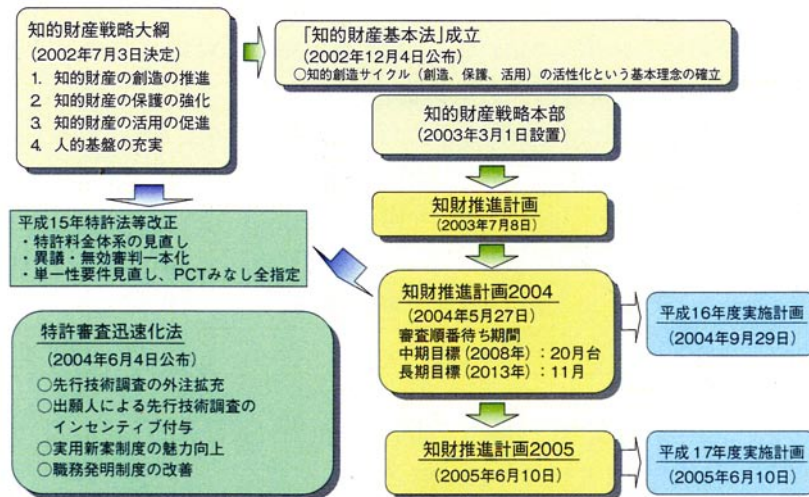
このように知的財産基本法に基づき設置された知的財産戦略本部は、小泉総理大臣を本部長にした組織をつくり政府・行政機関・知財業界等が連携を図り、国家が一丸となって強力に推進するための中長期計画を策定し実行されることになっている。従って、知的財産関連業務にたずさわる人材の育成は弁理士・弁護士などの知財専門家の育成は勿論であるが、その受け手である発明者などの知的財産業務にたずさわっている人材育成も不可欠となる。日本が技術立国から特許大国になったのは、技術開発型企業の技術開発担当者の特許管理担当者が果してきた役割があったことによるものである。この企業の知財関係者を含めた知財業界が立ち遅れている知財の人材育成をどのように図るかが最大の課題といえる。以下、知財業界における知財の人材育成にスポットを当てて、我が国が目指している知財

立国構築化の方向性について考察することにした。

## 2. 我が国知財立国構築の構想案

2002年7月3日に「知的財産戦略大綱」が策定され同年12月4日に「知的財産基本法」が制定され、更にこの法律に基づいて「知的財産戦略本部」が設置された。そして、2004年5月27日「知財推進計画

2004」が、2005年6月10日に「知財推進計画2005」が発表された。なお、「知財推進計画2006年版」は「特許行政年次報告書」で正式に発表されていないことと、具体的な推進考察案が昨年の秋に発表された2005年版に提示されていたので、ここでは2005年版の推進計画に基づいて考察することにした。

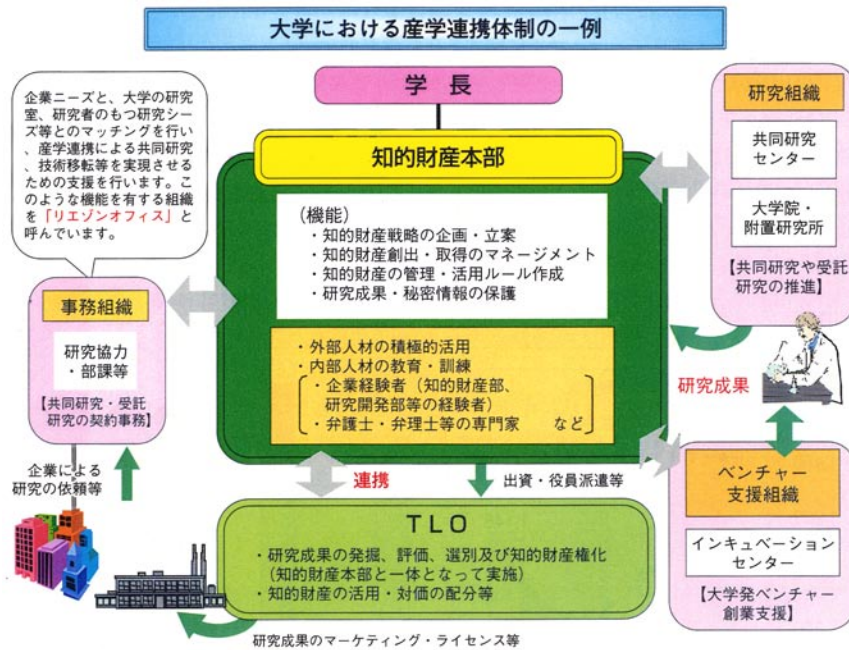


### 推進計画 2005 のポイント

<p>1 模倣品・海賊版対策の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●模倣品・海賊版拡散防止条約を提唱する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・模倣品・海賊版の輸出・通過の禁止や犯罪利益の没収を核とする拡散防止条約を提唱し、実現を目指す</li> </ul> </li> <li>●インターネットオークションを通じた模倣品・海賊版の被害を防止する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年6月末を目途に、特定商取引法の運用を強化し、業界の自主規制ルールを整備する</li> </ul> </li> </ul>	<p>2 世界をリードする知財制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●世界特許を実現する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界特許の実現に向け、米・欧特許庁と重複的なサーチ(従来技術文献調査)を行わずに特許審査を進めるシステムを構築する</li> </ul> </li> <li>●技術流出を防止する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許出願による技術の意図せざる海外流出問題が深刻化しており、自己の技術を防衛する制度を整備する</li> </ul> </li> </ul>
<p>3 中小・ベンチャー企業を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小・ベンチャー企業の知的財産を守る             <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、弁理士の情報提供・相談を強化する</li> <li>・産業界による中小・ベンチャー企業の知財を尊重する知財憲章の策定を促す</li> <li>・大企業による知財侵害から中小・ベンチャー企業を守るための「知財駆け込み寺」を整備する</li> </ul> </li> <li>●地域の知的財産戦略を支援する</li> </ul>	<p>4 官民による戦略的な国際標準化活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特許技術の共同利用を促進する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化に不可欠な特許技術の共同利用について、独禁法上の扱いを明確化する</li> </ul> </li> <li>●国際標準化に逆行する動きを阻止する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・WTO違反の恐れのある外国の国内規格策定の動きに対して改善を要請するなど、官民による対応を強化する</li> </ul> </li> </ul>
<p>5 文化創造国家づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本ブランドを振興する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食・地域ブランド・ファッションなどのライフスタイルを、日本ブランドとして振興する</li> <li>・観光や文化外交と連携しながら、海外に発信する</li> </ul> </li> <li>●コンテンツ流通大国を実現する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最高速のインターネット環境を活用して、映画や放送コンテンツの流通を飛躍的に拡大する</li> <li>・業界の近代化・合理化を促進する</li> </ul> </li> </ul>	<p>6 知財人材育成の総合戦略の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財に強い弁護士や国際性を備えた弁理士の育成</li> <li>・法科大学院における知財教育の推進に加え、</li> <li>●知財人材を10年間で質量ともに倍増する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・多彩なスキルを持ち国際的に運用する人材を、10年間で6万人から12万人に倍増する</li> <li>・技術に強い法曹人材を育成する</li> </ul> </li> <li>●理系人材の知財分野への参入を支援する</li> </ul>
<p>7 産学官連携の加速化 (これまでの進展)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の特許出願件数(1999年度→2003年度で6倍)</li> <li>・大学等のロイヤリティー収入(1999年度→2003年度で7倍)</li> <li>・大学発ベンチャー(2004年度末で1,112社)</li> <li>●研究における特許技術の使用を円滑化する</li> <li>●産学官連携の体制やルールを整備する</li> <li>●産学官連携の契約を弾力化する</li> </ul>	

この推進計画 2005 のポイント 6 で推進されようとしている知的財産専門の人材育成については、次のような事例がかかげられている。

〈大学研究者の行う人材育成例〉



〈特許流通を行う人材育成例〉

① 知的財産権取引業者データベース

知的財産権取引ビジネスを振興するため、知的財産取引をしたい方とそれらの取引を仲介する事業者の方の出会いの場を提供することを目的としたデータベースを作成している。

② 国際特許流通セミナー

我が国の知的財産権取引に係わる事業者の業務スキルの向上や、人的ネットワーク構築のため、海外の大学、企業、自治体等で特許流通・技術移転に携わっている専門家を招へいし、我が国の第一線で活躍している方々との合同ディスカッションやワークショップを開催している。

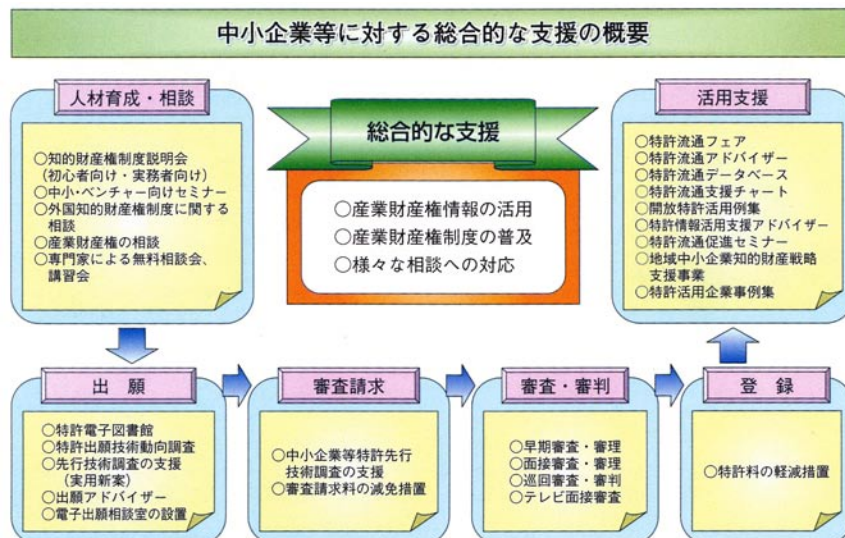
③ 知的財産権取引業育成支援研修

不足している我が国の知的財産取引に携わる人材育成を目的として、基礎研修、実務研修、実務者養成研修を開催している。

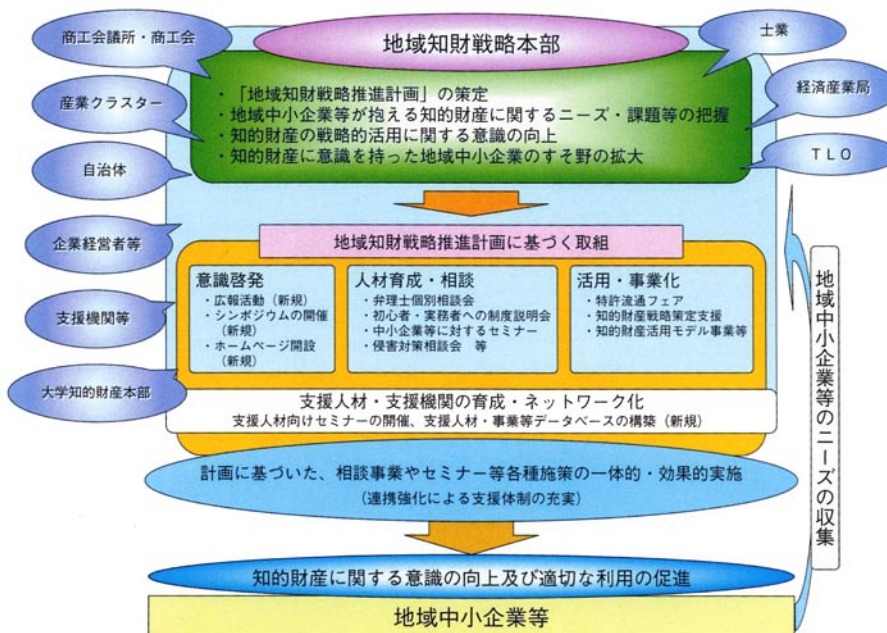
＜ 2004 年度実績 ＞

- ・ 基礎研修 9 回 (2 日間開催) 受講者 633 名
- ・ 実務者研修 3 回 (12 日間開催) 受講者 237 名
- ・ 実務者養成研修 3 回 (14 日間開催) 受講者 60 名

〈中小企業に行う人材育成例〉



〈地域産業に行う人材育成例〉



(特許庁編 特許行政年次報告書 2005 年版資料)

3. 我が国知財立国構築の実現策

我が国における知的財産立国を実現するためには、これを支える人材の育成と確保が重要であり、知的財産の保護・活用に係る意識の醸成は今や国民一人一人にとって必要不可欠である旨が提案されており、このため幼少期からの知的財産マインドの醸成、大学等における知的財産制度に明るい人材の育成、大学等の研

究者や中小・ベンチャー企業への知的財産制度に対する理解と関心の増進など国民全体の知的財産制度に対する意識の醸成と知識の涵養を高めるための環境整備が重要であることが提案されている。これらの提案の中で最も注目されるのは、初等・中学教育機関に向けた支援活動である。具体的な活動としては、次のような知財教育教材をつくり副読本として使用されている。

小・中学校用副読本

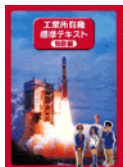


	<p>小学校高学年以上を対象に、「見つける喜び」、「探す楽しさ」、「考えることの大切さ」を感じさせることにより、発明工夫への興味を高め、個々人の個性や独創的なアイデアを尊重する意識を芽生えさせることを目的とした副読本。2004年度は約2,700校に約13万部を提供した。(A4判・カラー全64頁)</p>
	<p>中学生以上を対象に、知的財産権制度の概要及び産業発展と産業財産権の関わりについて、マンガで分かりやすく説明し、知的創造がより豊かな社会を作り上げていくこと、知的財産を保護することの必要性について学んでもらうことを目的とした副読本。2004年度は約2,500校に約18万部を提供した。(B5判・カラー全62頁)</p>
	<p>高校生以上を対象に、明治時代の近代日本創生から現代のプロパテント時代まで、日本の産業発展に特許制度が果たした役割を分かりやすく解説し、我が国の歴史から産業発展と特許制度の関係を学んでもらうことを目的とした副読本。2004年度は約2,600校に約15万部を提供した。(A4判・カラー全80頁)</p>



## &lt;マルチメディア教材の紹介&gt;

○ CD-ROM 教材 「発明ってなんだ？」	
	発明と特許に関するデータベース的なソフトウェア。今までどのようなものが発明されてきたのか、誰が発明したのか、仕組みはどうなっているのか等を、子どもが興味ある項目から自由に選択できる教材。
「特許ってなんだ？」	
	子ども自身がアイデアについて考え、調べ、創造することを促進するソフトウェア。なぜアイデアを勝手に盗んではいけないのかをショートストーリーを通して示すことで、特許とは何かを分かりやすく解説している。
○ ビデオ教材・CD-ROM 教材 「ドクターランプ んちゃ！ あられのおしおき！ アイデア泥棒をやっつけちゃえ！」	
	物語の中に発明と特許制度のポイントが織り込まれ、アラレちゃんの活躍を楽しみながら、特許について自然に理解が深められるよう構成されている。
「がんばれ！ コボちゃん牛乳」	
	商標の意味と役割、品質を守る生産者の努力など、商標に関する知識についてわかりやすく解説した物語。

(発明協会発行「発明」2006年7月号資料)

更に専門学校・高等学校への支援活動としては、次のような産業財産標準テキストを作成して配布されている。

ア)「産業財産権標準テキスト特許編」	
	工業高校・大学理工系学部等の学生を主な対象として、日常の研究活動の中で生まれるアイデアを特許になる発明として把握し、特許取得までの実務能力を修得できるように、出願書類の作成から権利取得までの基礎的な実務能力を修得することができるよう構成。2004年度は大学等約770学部、専門高校約890校に約22万3千部提供した。
イ)「産業財産権標準テキスト意匠編」	
	大学デザイン学科等の学生を主な対象として、工業デザインの知的価値を再認識させ、独創的なデザイン創造の大切さと意匠制度に関する実務能力を修得できるよう構成。2004年度は大学等約620学部、専門高校約310校に約6万部提供した。
ウ)「産業財産権標準テキスト商標編」	
	商業高校・大学経営学部等の学生を主な対象として、商品企画等で考え出された商標を登録して活用することの重要性をわかりやすく解説するとともに、企業のブランド戦略などについても記載。登録商標制度に関する知識を修得し、高い実務能力を身につけられるよう構成。2004年度は大学等約660学部、専門高校約370校に約6万3千部提供した。

<b>エ)「産業財産権標準テキスト流通編」</b>	
	<p>大学高学年から大学院生を主な対象として、知的創造サイクルの中で産業財産権制度が果たす役割や企業における産業財産権の活用、ライセンス契約に関する基礎的な知識を身につけることができるよう構成。2004年度は大学等約640学部、専門高校約350校に約6万部提供した。</p>
<b>b. 産業財産権標準テキストの有効活用に関する実験協力校事業の実施</b>	
	<p>工業高校では、2003年度からの新学習指導要領において「工業技術基礎」が新設され、その中で「工業所有権を簡単に扱うこと」とされている。</p> <p>このため、2000年度より、工業高校等の協力の下、学校教育の場において産業財産権教育を実践し活動状況を集計。その集計結果を「事例集」としてまとめ、全国の工業高校に配布し産業財産権教育の在り方についての支援を実施してきた。2004年度は、全国から54校の工業高校、23校の国立高等専門学校、15校の商業高校、17校の農業高校を実験協力校として研究を委託した。</p>

(発明協会発行「発明」2006年7月号資料)

このような教材を活用された実例として、2006年7月号の「発明」に特集記事（知財教育の現場より）に掲載されている。

## II 知財立国日本構築化の具体策

21世紀を迎えた我が国は、これまでの過去を支配してきた多くの常識や経験からの価値観が大きく崩壊し、政治・経済・社会を初めとして産業構造・技術内容・経営体質などから人々のライフスタイルまでもが、「これまで」の延長線上には「これから」を見い出すことができない「断絶の時代」を迎えることになった。

このような世紀末の断絶時代は、先行きが読めない不透明さの苛立ちや戸惑いから不安感や不信感が生じて悲観論がまん延し混乱が増幅する一方で、これからの新世紀の創出時代に向けて新しい芽が出始めてきている。例えば、本格的なマルチメディア社会では企業のあり方や生活様式までも変えてきており、また新しい先端技術も新素材・バイオ・電子・情報・通信へと拡範囲に及び、更に少子高齢化に伴う健康や介護の関連産業等あらゆる分野において新しい芽が伸びつつある。

一方、この断絶の時代は同時に競争の時代でもあり勝負が明確になり「勝ち組」と「負け組」とに大別され、この競争によって勝者のみが生き残りそこから新しい「創出の時代」が始まることになる。すなわち、輝かしい21世紀を迎えるためにはその共通理念である聡明な知恵が求められることから、21世紀は「知恵の時代」といえる。

そして、この知恵の時代に求められるものは、その人が生まれながらに持っている感性であり、独創性であり創造性である。21世紀の我が国は「知財立国日本」を構築するため、「知的創造社会」の実現に向けて新たな模索が始まりつつある。それには、とぎすまされた感性から生まれる発想豊かな創造力を育むことが大切であるとともに、それを受け入れることのできる寛容さが求められる。特に、我が国の次世代を担っている若者たちの独創的で創造性に富んだ感性こそ、今の日本に求められている最も大切なことだといっても決して過言ではあるまい。

### 1. 知的創造性豊かな人材の育成

我が国における知財立国を早期に構築するためには、知財専門家の人材養成ないしは育成が知財業界で叫ばれている。特に、知財専門家の指導を受ける側の民間企業と一般国民にスポットを当てて考察してみたい。

#### (1) ひらめきを育む感性と知性

まず、ひらめきを育む豊かな感性には、①価値あるものを感じる力、②感じ取った価値感情を湧き起こす力、③心豊かな人間を育む土台力があり、そしてこの豊かな感性を育むのには、①乳児期（優しく大切にされているという感性を与えて心・体的体験を発育させること）、②幼稚期（動物・昆虫・植物などに直接触れ合いによる感動体験を絵画や造形活動を通して表現させて感性を豊かにすること）、③小学期（陶芸家のろくろ引きの現場見学を通して粘土が生き物のよ

うに変身する芸術的な技や真剣で迫りみなぎる製作態度を前にして本物が与える感動を持たせること) であるといわれている。また、この感性と知性との関係については、次のようにも論じられている。

① 感性と知性とは交互に作用し合う「感知合一」の関係にあり、特に感性は「心豊かな生活を営むため」「科学技術・文化の発展や自然と共生しながら豊かな未来を創造していくため」「他人の心情に共感してコミュニケーションを円滑に進めるため」などには不可欠な要素となる。

② 感性を豊かにする知性には、「知能指数」(IQ)と「感性知性」(EQ)と「統括知性」(PQ)とがあり、PQの知性が最も大切であるといわれている。

③ PQ(超統括知性)の基本知性には、次のようなものがあるといわれている。

言語的知性：会話や読書、文章を書くときなどに用いられる知性で言葉を見聞きして記憶したり、それを操る役割を果たす。

絵画的知性：絵や図形を見て理解したり描くときに用いられる知性で、目で見たい対象の形やパターンを捉え記憶し新しい絵を描くときに用いられる。

空間的知性：物体がどの位置にどれくらいの速度でどういう関係で存在しているかを知覚したり記憶してどう行動したらいいかを組み立てるときに働く知性である。

論理数学的知性：計算や暗記など論理的な思考をするときに使われる知性で、さまざま数学的・論理的な記号を記憶・理解してそれを操作するときに用いられる。

音楽的知性：歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を鑑賞するときなどに使われる知性で、音の並びからメロディーを聴き取り記憶しその知識をもとに歌ったり演奏したりするときに働いている。

身体運動的知性：歩いたり座ったりご飯を食べたりスポーツをしたりというようなすべての身体動作を行うときに働く知性で、体の姿勢や運動の様子を知覚し記憶してそれらに基づいて運動をうまくコントロールする働きをする。

社会的知性：人間関係や社会的な関係を感じ取りそ

れを理解して記憶し、それらに基づいて適切に社会的行動を行うための知性である。

感情的知性：他者の感情や自分の感情を理解して記憶し自分の感情を適切にコントロールするとき用いられる知性で、いわゆるEQとはこの知性のことである。

## (2) 創造性を豊かにする手法

世の中に役立つ発明とは、感性→独創性→創意工夫→アイデア→のプロセスを経て生まれる発明のことである。「感性」は人が生まれながらに持っている個性の中で最も大切な特性であり、「独創性」はその感性によって生れるその人独特の創造性であり、「創意工夫」は豊かな創造性によって裏打ちされる創造力から生まれ出される創作であり、「アイデア」はその創意工夫から生まれる新しい創作物であり、「発明」はそのアイデアから生まれる技術的な創造物である。この創造性を豊かにする手法とは、

### 〈人間の頭脳力の開発〉

吸収力：物事をよく観察して注意をそそぐ能力

記憶力：吸収したものを記憶して思い出す能力

推理力：記録したものを分析して判断する能力

創造力：推理のアイデアから何かを生み出す能力

### 〈創造思考力の過程〉

準備：問題をあらゆる方向から検討する

あたため：問題について無意識な力が働いている

ひらめき：問題を解決するアイデアが突然ひらめいてくる

検証：アイデアの妥当性を吟味し明確な形の思想を完成する

### 〈ひらめき開発力の特徴〉

① 突発的に起こる現象で、そこには劇的な要素が含まれている

② その生じてきた過程が、どんなものであったか当人には定かではない

③ それは、何かの出来事、夢、幻想などをひき金として生じる

### 〈右脳活性化の開発〉

① 瞑想にふけてイメージを楽しむことによって右脳が刺激される

② 左脳の視野でものを意識的に見ることによって右脳が活性化される

- ③ 鏡に向かって話しかけることによって右脳を活性化する訓練となる
- ④ 時計なしに時間を当てることによって右脳の働きをよくする
- ⑤ 早口コトバを練習することによって右脳のトレーニングができる
- ⑥ 目のまばたきをしない訓練によってテレパシーの修行となる

〈創造脳の活性化法〉

- 連想ゲーム：テレビなどで採用されているゲーム
- 外連想ゲーム：任意のテーマを連想で結びつけて行くゲーム
- 言葉連想ゲーム：思いつく言葉をつぎつぎに言わせるゲーム
- 連想流暢ゲーム：与えられた言葉と同じ意味の言葉を多くあげるゲーム
- イメージ列挙ゲーム：抽象的な図形を見せて何に見えるかを答えるゲーム
- カタログゲーム：カタログから無関係な言葉を連想して結びつけるゲーム
- 使いみち列挙ゲーム：友だち同士で物の使いみちを挙げて行くゲーム
- アナロジーゲーム：あるものを見て似ているものを多く挙げさせるゲーム
- 言葉結びつけゲーム：2つのものの共通点を無理に探し出すゲーム
- こじつけゲーム：自由に変えて行き奇妙なものを生み出すゲーム
- 結果ゲーム：ある異常なことがらから結果を推測させるゲーム

〈問題解決のプロセス〉

- 問題の認識（自覚）：問題を取りあげ状況の中から問題をつかみ出す
- 問題の準備(分析)：問題解決のデータを集めて検討・分析する
- アイデア抽出（発想）：解決策としての多くのアイデアを取り出す
- アイデア改善（追加）：出されたアイデアを結合して追加発想する
- アイデア評価（比較）：改善・結合・発想のアイデアを検討・評価する
- 解決策の決定（実行）：最終的な解決策を決定して

実行に移す

(3) 豊かな創造性高揚の必要性

まず、発明が生まれるまでのプロセスは、豊かな「感性」→個性的な「創造性」→創造的な「創意工夫」→創作的な「アイデア」→技術思想の「発明」→許可発明の「特許」となる。

感性：人が生まれながら持っている個性の中で最も大切な特性

↓

創造性：豊かな感性によって生れるその人独特の創造性

↓

創意工夫：豊かな創造性によって裏打ちされた創造力から生れる創作

↓

アイデア：創意工夫から生まれる新しい創作又は創造物

↓

発明：アイデアから生れる技術的な思想により完成された創造物

↓

特許：発明を特許庁に申請して国家によって許可された発明

次に、どうすれば豊かな創造性が身につくかについて考察すれば

- a. イメージ瞑想法（イメージを描きながらねむる方法）
  - ・まぶたに暖かい春のひざしがさし込む草原に寝ころぶ姿をイメージする
  - ・このままじっと夢の世界へ足を踏み入れたイメージを描いて行く
  - ・その後目を開けると心身ともにスッキリして爽快な気分になる
  - ・さらに静かな深い山で小鳥の鳴き声を聞き入っている姿をイメージする
  - ・そのうち全身の力が抜けてゆったりした気分になり心も落ちついてくる
  - ・やがて自然の眠りについて熟睡されたのちにこちよい目覚めができる
- b. 瞑想法（もの思いによる方法）
  - ・心を落ちつけて静かに呼吸する
  - ・何も考えずに心あるがままの状態にする



- ・呼吸を1つ2つ…と数えながら呼吸する
  - ・まぶたの裏に花咲く高原を駆けまわる場面をイメージする
  - ・瞑想状態の緊張がほぐれたらゆっくり目を開く
  - ・この段階で頭が柔軟となって発想が枠にとらわれず自由になる
  - ・ふたたび何も映ってないテレビを見ている姿をイメージする
  - ・思い悩んでいる事がらをテレビ画面に集中して見つける
  - ・瞑想からさめたなら思いもよらないアイデアが湧き出てくる
- c. チェックリスト法(なにごとにもチェックする方法)
- ・日々の読書の中にアイデアがないか気をつける
  - ・他の人の言うことに耳を傾ける
  - ・小さなアイデアを集めておく
  - ・いく種類かの問題を分類し整理しておく
  - ・身のまわりの問題に集まってきたアイデアを用いる
  - ・外部からの刺激に対して敏感である
  - ・トラブルの起こりそうな地点をさがす
  - ・心を広く持ち習慣に拘束されないようにする
  - ・「なにごとにも完全なものはありません」ということを忘れない
  - ・なにごとにも時間をかけて追求する
  - ・なにごとでもアイデアを教えてくれた人には感謝する
  - ・アイデアが生れてきたならばそれを記憶するためにメモする
  - ・あるものが他の用途に使う可能性がないかに気をつける
  - ・新しいアイデアを発展させて他に利用できないかを考える
  - ・できるだけ新しいニュースをたくさん読む
  - ・ものをつくる材料や過程をいつも心に浮かびあがるようにする
  - ・他の物の発展プロセスを図解で説明するようにする
  - ・日常生活の中で他の分野の人々の言うことをよく聞く
  - ・何かのいらだちを独創的なものの考え方の方へ転換する
  - ・いつも心を解放しておきいつでもなんでも観察する

## 2. 知性・教養豊かな社会の実現

21世紀の我が国と国民に求められているのは、戦後の高度経済成長期の60年間に失われた「感性」「知性」「理性」の3特性を取り戻すことだといわれている。

第1の感性：するどくときずまされたれた感性のこと  
(ひらめく感性, 創造性豊かな感性, 豊かな心をはぐくむ感性)

第2の知性：いつでもひかり輝く知性のこと  
(感性を豊かにする知性, 知恵の豊かな知性, 生まれながらの知性)

第3の理性：かぎりなく聡明な理性のこと  
(高貴で崇高な理性, 尊敬と信頼される理性, 未来につながる理性)

この3つの特性のうち「知性」は、更に3つに分類されている。

第1に知能知性 (IQ)：過去の知性  
(知能テストで評価される知性)

第2に感性知性 (EQ)：現在の知性  
(感性と知性とを組み合わせた知性)

第3に統括知性 (PQ)：将来の知性  
(知能知性 (IQ) と感性知性 (EQ) との統括知性)

このような特徴を有する21世紀の統括知性 (PQ) は、いわゆる「スーパーマン」が備える知性だといわれている。しかし、日本民族が本来持っていた特性が、戦後の欧米民族の影響によって本来の姿を見失った民族になったような気がしてならない。

すなわち、農耕民族であるが故に日本人は太古の昔から集団における没個性・自己否定の没個性・能力否定の没個性・曖昧性の没個性・没個性型の集団性などとよくいわれている。このように日本人が没个性的であるゆえんとは、各人の個性を外部に出すことができずに外部の存在を拒否することができないという民族文化的な国民性にゆらいしているようである。ここでいう「没個性」とは、ものの考えかたや見かたが自己主張よりも自己否定することから始めようとする東洋型の民族性にあり、その顕著な現われが「曖昧なほほ笑みを浮かべる」ところにあるといわれている。この点では、何ごとにも自己主張から始めようとする西洋型の民族と大きく違うところでもあり、この違いから国際社会において日本人は本音と建前とをよく使いわけることができる曖昧な人種だといわれている。

ところで、第2次世界大戦の後に経済成長面で常に先頭を走ってきた我が国は、戦後復興期から高度成長期を経たバブル期までの急速で飛躍的な発展ぶりは、奇跡的であるといわれて全世界の注目を浴びてきたことも事実である。しかし、このままの量的な拡大だけを追求する成長は長く続かないことに気づき始めた日本国民は、新しい社会の到来に向けて従来型の右肩上りの経済成長ありきではなく国民一人一人が、それぞれの人生を十分にエンジョイできる日本国の再構築を考え始めてきた。特に、現代日本人が重要視されてきた有名な進学・就職・結婚と言ったブランド指向を常に最優先したライフステージの人生設計を大前提に生かされてきたともいえる。しかし、このような考え方がもはや通用しない時代になってきたことは誰の目にも明らかであり、今までの日本人の価値観と常識とが大きく変わってきたことの現われでもある。

ここに21世紀の日本国民には、新しい価値観に基づく超常識が求められているのである。そして、いまや物質的な充足を果してきた人類は心の「癒し」と「豊かさ」を探求し、人々の心を豊かにする新しい使命と役割が課せられたともいえる。それには、いつまでも過去にとわれることのない柔軟で斬新な発想が、これからの日本人には必要とされるであろう。特に、未来に大きな夢と希望を持つ次世代の若者たちに求められているような気がしてならない。

そこで、戦後60年を経て失われた日本人と日本国を取り戻すことが、21世紀の再建ニッポンに求められており、失われた日本人としては愛国精神・勤勉努力・尊敬感謝・誠実正義・義理人情などがあり、失われた日本国としては常識良識・伝統文化・自然保護・地域連帯・国際協調などがある。この要因としては、戦後の復興から欧米のライフスタイルに憧れて追いつくことを目指してきた日本人が、部分的には欧米を上回ることはできた反面、日本人として最も大切なものを失ってきたことが考えられる。すなわち、日本人が一番大切にしてきた「和のこころ」が、戦後の急速な経済高度成長に伴って「物カネ」を優先にしたことにより、本来日本人が持っていた「まごころ」までも失ってしまったからである。

とりわけ、バブルが崩壊した後に急いでそのバブルを取り戻そうとして「和のこころ」を失い、ふたたびバブルを求めてきたこの10数年間こそが失われた10

年間といえる。その結果、最近の悪しき社会現象が日本中に蔓延されているような気がしてならない。もとより、経済の発展や企業の成長には人間の生き方としてあじ気のないものになってしまうことがあったにせよ、このような生き方を続けている日本人には未来に対して夢も希望もないことへの警鐘ではないだろうか。

この反省の上に立って、失われた過去の10年間にわたる「負の遺産」についても日本民族の貧しくても古き良き時代に大切にしていた「まごころ」をふたたび呼びおこし、かつての先人たちによって築き上げてきた「和のこころ」を取り戻し再建ニッポンの構築化を目指して邁進することを望みたい。

### 3. 知的産業社会国家の早期構築

失われた10年間の「負の遺産」を取り戻すのには、資源の乏しい我が国に残された最後の切り札である「知」以外はないと識者は述べている。ちなみに、広辞苑による「知」の言葉には次のようなものがある。

知 (ち) :	しること, しらせること
知育 (ちいく) :	徳育・体育に対して知能を高め知識を豊にすることを目的とする教育
知恵 (ちえ) :	物事の理をさとり適切に処理する能力人生の指針となるような人格と深く結びついている実践的知識をいう
知恵者 (ちえしゃ) :	知恵のすぐれた人
知恵袋 (ちえぶくろ) :	頭脳, 知恵のありったけ, 仲間のうちの知恵者
知覚 (ちかく) :	知り覚えること, 分別すること
知行 (ちこう) :	知ることを行うこと, 知識と行為
痴愚 (ちぐ) :	かしこいことと愚かなこと, 知者と愚者
知識 (ちしき) :	物事の正邪を判別する心のはたらき, 正しく教指導いてくれる指導者
智者 (ちしゃ) :	知恵のすぐれた人, 賢い人
知性 (ちせい) :	頭脳の知的な働き, 知覚をもとにしてそれを認識にまで作りあげる精神的な機能
知的 (ちてき) :	知識に関するさま, 知識・知性の豊かなさま
知能 (ちのう) :	知識と才能, 知性の程度, 環境に対する適応能力
知命 (ちめい) :	天命を知ること

ところで、知財立国日本構築化の方向性について我が国では解釈が2分されているような気がする。まず一般論は「知的財産権」(法律で定める知的な財産権)を構築することにあるという立場(主として学識経験者・特許行政機関)と、このような知的財産に限定さ

れることなく「知的」社会を構築することにあるという立場（主として民間の知財業界・一般国民）とに大別される。前者の見解は、従来の工業所有権法（特許法・実用新案法・意匠法・商標法）に周辺関連法（著作権法・半導体関連法・種苗法・不正競争防止法）で保護される特許関連権利を含めたものである。従って、知財立国日本の構築化は、特許を中核とした知財関連の権利を保護する制度の構築であるという見解は、大学での知的財産権論又は知的財産制度論としては正しいと思われるが、これに限定することなく広く「知的社会」を構築することが今の日本には必要な気がしてならない。なお、「21世紀の知的社会への改革」について郵政省「電子通信審議会」から次のように提言（答申）されている。

日本は、今、重大な岐路に立たされている。右肩上がりの経済成長が当然と思われていた時代は、既に終焉を告げた。歴史上例の見ない輝かしい経済発展を成し遂げた戦後体制が黄昏を迎える中で、我々は、今、過去を背負った現状をいかに克服し、かつ、将来にわたる我が国の存立基盤をいかに拓くべきかを模索しつつある。

21世紀に向かって、日本のよって立つべき基盤は何か。我々は、今、価値観及び社会経済構造が複雑に多様化し、一つの課題に対症療法的に対応することが他の問題を悪化させかねない状況に直面している。例えば、経済成長を図るにしても、地球環境問題への配慮が不可欠である。また、今後の経済発展は、過大な貿易不均衡の是正を伴うものでなければならない。今日の状況は、日本がこれまで築き上げてきた社会経済システムを、新たなパラダイムに基づく社会経済システムに改革していかなければならないことを示している。我が国にとって、国内的にも国際的にも、全体としての調和を達成しうる新たな社会経済システムの構築が課題となっているのである。

それでは、何が21世紀へ向けた「パラダイム変化」を起動させるのであろうか。モノ・エネルギーの大量消費によって生み出された工業社会の限界を克服し、全体としての調和を達成できるものがあるとすれば、それは、人間の知的営み以外にありえない。生活・文化、産業、経済、自然・環境をより高いレベルにおいて調和させるためには、人間の知的活動が最大限に活用される社会経済システムを構築しなければならない。人間の知的活動が最も重要な社会的・経済的資源となる社会を知的社会と呼ぶとすれば、「知的社会の構築」以外に21世紀へ向けたパラダイム変化の道があるのであろうか。知的社会においても、モノ・エネルギーの大量消費に代わり、人間の知的営みの産物である情報・知識の自由な創造、流通、共有化が実現されなければならない。我が国が目指すべき知的社会への移行、それを支えるものが高度化された新たな情報通信基盤なのである。

### Ⅲ 知財立国日本構築化の推進策

平成14年度以降における政府（小泉政権）の最重要政策として、我が国知的財産の創造・保護・活用により国際競争力を強化し、未来を切り開くために「知的財産立国日本」の実現に向けて政府一丸となって取り組んでいる。この知的財産立国の実現には、知財情報の迅速な提供、知財人材の育成、経営者の意識改革などの環境整備が必要不可欠となる。

一方、我が国の経済成長を高めるためには20世紀型の構造改革が不可欠でもある。従来の高度成長時代の国の構造、とりわけ政治構造・行政構造・企業構造などの見直しは重要であります。その基本構造は中央集権体制をいかに地方分権体制に整備するかにあるものと思われる。特に、地方における地域産業ないしは地場産業を再構築化するための特区制度（地域の特産物を再生産するために国が助成する制度）を推進しており、この特区制度に伴う地域産業や地場産業の見直しと再構築化なくしては知的財産立国日本の再構築化は不可能である。

更に、知財推進計画の中でも最も重要な施策は知財の人材育成分野であり、弁護士・弁理士等の知財専門家の増員と資質向上、知財関連教育・研究・研修の推進、知財立国実現化を図るための国民意識の向上運動などは重要かつ緊急な課題といえる。

#### 1. 政府直轄の知的財産省の新設

知的財産基本法の制定に伴って、知的財産戦略本部が政府内に新設された。この戦略本部長に小泉総理大臣を置き知財推進計画を策定するとともに、本部長である総理大臣の直轄下において関連省庁の行政機関が連携しながら実行されている。すなわち、現在知的関連省庁が連携を図りながら各省庁が独自方針に基づいて実行されているのでは、政府一丸となって我が国の知財立国を早期に構築することは困難と思われる。ここに、現行の知財行政を行っている関係行政機関を集中・一元化して「知的財産省」（仮称）を新設することが必要があるといえる。

#### 2. 知財立国推進国民会議の設置

我が国の知財立国を早期に構築するためには、政・産・学の一丸体制を整えるとともに、全国民の積極的な支援体制が不可欠である。よって、知的財産推進本

部のもとに「知財立国推進国民会議」（仮称）を設置するのが急務と思われる。この国民会議は、知財関連業界の各界から選出された構成員と、都道府県の地域関係業界の関係者により、中央・地方直結の国民会議の組織とすることが前提となる。そして、この国民会議の運営下には中央・地方の知財業界から広くかつ多く参加されて全国規模の知財推進国民運動を展開することになる。この運動の展開によって、国民の一人一人に知的財産の必要性や大切さなどを啓蒙するとともに理解を得ることができるからである。

### 3. 知的社会実現国民運動の展開

政府内に設置されている「知的財産戦略本部」（本部長小泉総理大臣）のもとに「知的財産構築化推進国民会議」を新設し、この国民会議が主体になって全国的な規模による推進運動を展開する。その具体的な展開方法は、別表のとおりである。

- 別表 1：知的創造性高揚普及国民の全国運動（案）
- 別表 2：知的で創造性豊かな青少年の養成活動（案）
- 別表 3：知的で独創的な社会づくりの開発活動（案）
- 別表 4：知的で国際的な国家づくりの構築活動（案）
- 別表 5：日本知的財産総合養成研修機関の設置（案）
- 別表 6：日本知的財産総合研究センターの設置（案）
- 別表 7：首都圏ベンチャー企業知財管理会社設立（案）
- 別表 8：首都圏ベンチャー企業支援活動の事例（案）
- 別表 9：首都東京ベンチャー企業支援の系統図（案）

#### 別表 1 知的創造性高揚普及国民の全国運動（案）

- (1) 運動趣旨
 

新しく制定された「知的財産基本法」に基づき、早期に「知的財産立国日本」を構築するため、知的創造性を高揚普及する国民による全国運動を展開する。
- (2) 運動提唱
 

政府（知的財産戦略本部）
- (3) 活動主体
 

主催  
知財立国推進国民会議

協賛  
経済産業省・都道府県  
発明協会・各種研究所  
弁護士会・弁理士会
- (4) 運動目標
 

第 1 に知的創造性豊かな人づくりを高揚する。  
第 2 に知性教養豊かな社会づくりを高揚する。

- 第 3 に知財産業社会の国家づくりを高揚する。
- (5) 運動展開
    - ① 知的で創造性豊かな青少年養成運動の展開  
（家庭教育，学校教育，社会教育，国際教育等の充実）
    - ② 知的で独創的な社会開発運動の展開  
（知的産業の開発，独創的企業の実現，未来社会像の構築等）
    - ③ 知的で国際的な日本国構築運動の展開  
（知的国家体制の構築，知的創造性優先の国体構築等）

#### 別表 2 知的で創造性豊かな青少年の養成活動（案）

1. 活動目的
 

知的で創造性豊かな青少年を指導育成するための諸活動を展開する。
2. 活動主体
 

主催 発明協会  
後援 特許庁，弁理士会，知財業界，都道府県
3. 活動項目
  - (1) 全国地域に「少年少女発明クラブ」（既存）設置の促進活動
  - (2) 小・中・高校に創造性を開発する教科導入の促進活動
  - (3) 国際社会に積極的に貢献できる青少年養成の促進活動
4. 活動内容
  - (1) 現在，（社）発明協会が設置を推進している「少年少女発明クラブ」について，更にその実効を高めるための促進活動を展開する。
  - (2) 弁理士会が中核となって，公立及び私立の小・中・高校に豊かな創造性の開発を育成するための教科を導入する働きかけを展開する。特に，義務教育対象の学校（小・中）には義務付けるようにする。
  - (3) 21 世紀に向けて我が国が積極的に国際貢献できる国民となるため，幼少時代から異民族との文化や教育などの交流を深めるとともに，国際的なセンスを身に付けるための教育の「場」（海外内の留学制度，外国教育者の導入など）を提供できる環境づくりの諸活動を展開する。

#### 別表 3 知的で独創的な社会づくりの開発活動（案）

1. 活動目的
 

知的で独創的な社会環境づくりをするための諸活動を展開する。
2. 活動主体
 

主催 知財業界（民間）  
後援 特許庁，文科省，中小企業庁，商工会議所，都道府県
3. 活動項目
  - (1) 独創的な産業技術の開発活動

- (2) 知的な未来の産業社会づくりの促進活動
- (3) 創造性豊かな企業像構築化の推進活動

#### 4. 活動内容

- (1) 豊かな発想に基づく独創的産業技術を開発するため、弁理士が関係機関・団体と連携して、その啓蒙普及活動を展開する。
- (2) 21世紀に向けて知的な未来の産業社会を構築するため、関係機関・団体が協力して、その実現化活動を展開する。
- (3) 創造性豊かな企業の未来像を構築するため、関係機関・団体が協調して、その実現化活動を展開する。

#### 別表4 知的で国際的な国家づくりの構築活動（案）

##### 1. 活動目的

知的で国際社会に通用する日本国を構築するための諸活動を展開する。

##### 2. 活動主体

主 催 知財業界（民間）  
後 援 経産省，文科省，外務省，弁理士会  
弁理士会

##### 3. 活動項目

- (1) 知的財産省（仮称）設置の促進活動
- (2) 知的財産制度の民活促進活動
- (3) 知的所有権制度の国際保護活動

##### 4. 活動内容

- (1) 知的財産省（仮称）設置を促進するため、関係業界等から構成される協議会（例えば、知的国家団家構築化推進協議会などの協議会）を設置し、同協議会において具体的な設置促進活動の方策を審議策定する。
- (2) 知的所有権制度を含む工業所有権制度に関する民間活用を促進するため、関係機関及び諸団体が関係官庁に対して積極的に協力をする。そのための具体策も前記推進協議会において審議策定し、実行可能な分野から実施に移行する。
- (3) 特許を含む知的財産制度の国際調和（ハーモナイゼーション）を図り、地球規模に立脚した知的財産保護に貢献できる国家の機関・制度を確立する。特に、中国を含むアジア地域の制度構築に貢献できる日本の体制を早期確立する。

#### 別表5 日本知的財産総合養成研修機関の設置（案）

##### 1. 目的

弁理士を中核とした知財専門家の人材を養成するための研修機関を設置する。

##### 2. 性格

「財団法人」（公益法人）とする。

##### 3. 職務

- ① 弁理士試験の実施（現在特許庁実施）
- ② 弁理士実務習修制度の採用（弁護士司法習修制度と同類）
- ③ 現行弁理士会研修所の業務（規則参照）
- ④ 現行弁理士会中央知的財産研究所の業務（規則参照）
- ⑤ 現行弁理士会知的財産支援センターの業務（支援活動参照）
- ⑥ 弁理士試験者の受験指導・実務養成（弁理士受験者専門指導養成）
- ⑦ 弁理士支援活動の実務養成（弁理士社会奉仕活動）
- ⑧ 弁理士国際活動の実務養成（弁理士国際貢献）
- ⑨ 特許行政機関の補完的実務養成（弁理士の民間活用）
- ⑩ その他、弁理士の知的所有権制度構築に関する業務

##### 4. 組織

管理部会：研修所の運営管理に関する事項  
研修部会：新人研修・実務研修等に関する事項  
研究部会：知財制度の学術研究に関する事項  
養成部会：受験指導・実務養成等に関する事項  
国際部会：海外派遣・国際交流等に関する事項  
支援部会：知的産業界の社会貢献に関する事項

#### 別表6 日本知的財産総合研究センターの設置（案）

##### 1. 目的

我が国の知的財産機関・団体を一元化するとともに、その総合的な研究制度を早期構築化を図るために研究センターを設置する。

##### 2. 性格

「財団法人」（公益法人）とする。

##### 3. 職務

- ①（社）発明協会の研究業務
- ② 日本知的財産協会の研究業務
- ③（社）日本国際工業所有権保護協会の研究業務
- ④（社）日本デザイン保護協会の研究業務
- ⑤（財）日本特許情報機構の研究業務
- ⑥（社）日本食品特許センターの研究業務
- ⑦（財）工業所有権協力センターの研究業務
- ⑧（財）知的財産研究所の研究業務
- ⑨（財）工業所有権電子情報化センターの研究業務
- ⑩（財）コンピュータ教育開発センターの研究業務
- ⑪ 日本弁理士会（付属機関）の研究業務
- ⑫ その他、知的所有権関係機関・団体の研究業務

##### 4. 組織

管理部会：研究所の運営管理に関する事項  
研究部会：知的財産制度の内外国学術研究に関する事項  
情報部会：内外国の知的財産関連情報に関する事項  
支援部会：制度構築のための各種支援活動に関する事項  
国際部会：知的財産制度の国際交流に関する事項

**別表7 首都圏ベンチャー企業知財管理会社設立（案）**

1. 設立目的
 

国及び都道府県が推進している中小・ベンチャー企業支援策を補完するための管理会社を設立する。
2. 設立社名
 

「首都圏ベンチャー企業知財管理会社」
3. 法的性格
 

東京都指定の民間委託会社（会社法人）
4. 社員資格
 

ア. 発明協会東京支部の会員（弁理士・弁護士・企業）  
 イ. 発明協会及び東京都の現職又はOBの関係者  
 ウ. その他内外国の知的財産関連諸団体の関係者
5. 役員構成
 

社長1名，副社長3名，専務理事1名，常務理事1，  
 その他の理事若干名
6. 組織機構
 

経営管理部：会社の経営管理に関する事項  
 業務処理部：特許業務の処理管理に関する事項  
 学術研究部：知財に関する学術研究に関する事項  
 教育養成部：知的財産専門職の教育養成に関する事項  
 国際交流部：諸外国関係者との国際交流に関する事項  
 経営懇談部：企業経営者との経営者懇談会に関する事項
7. その他
 

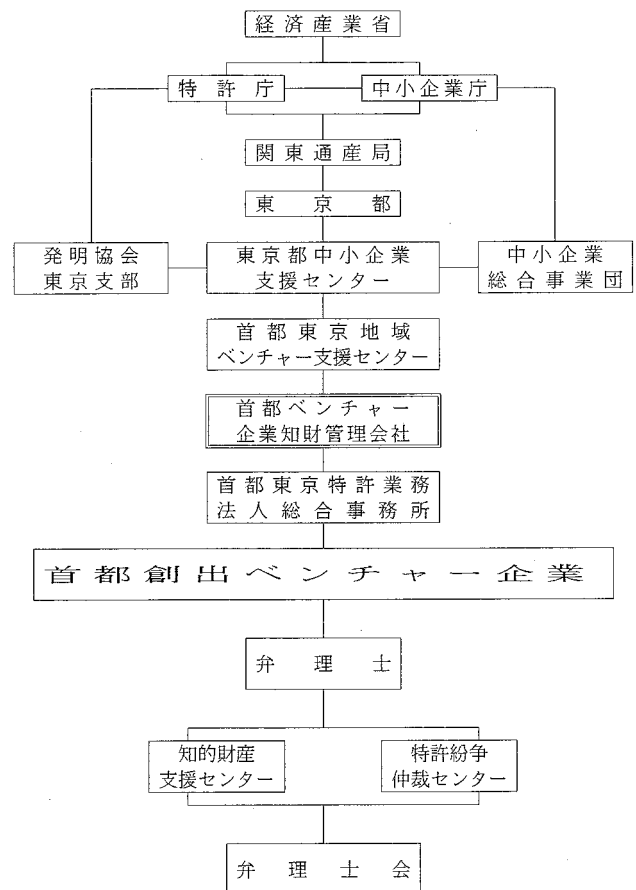
ア. 首都東京ベンチャー企業支援事例参照  
 イ. 首都東京ベンチャー企業支援系統図参照

**別表8 首都東京ベンチャー企業支援活動の事例（案）**

- (1) ベンチャー創出の相談（コンサルティング業務）
  - ① 新たにベンチャーを起業するに当たっての留意点等のアドバイス
  - ② 起業資金等の資金調達方法に対するアドバイス
  - ③ ベンチャー起業（個人経営会社）の設立に関するアドバイス
  - ④ 新製品・新技術の開発及び特許の管理・保全・活用等のアドバイス
  - ⑤ 新製品・新技術あっせん・仲介・契約等のアドバイス
  - ⑥ 新製品の国内及び海外への市場進出に関するアドバイス
  - ⑦ 新製品・新技術の試験・試作等に関するアドバイス
- (2) ベンチャー起業の支援（会社起業の代行業務）
  - ① 東京都に対するベンチャー起業資金助成の申請代行
  - ② 信用保証協会・金融機関に対する仲介業務の代行
  - ③ 新しいベンチャー会社の設立に関する手続業務の代行

- ④ 未利用特許・大学開発技術等のあせっん・仲介業務の代行
  - ⑤ 新製品の試作・試験等に関する手続業務代行
  - ⑥ 新製品の市場化業務に関する手続業務の代行
  - ⑦ 起業会社の経営管理・労務管理等に関する手続代行
- (3) ベンチャー企業の技術支援（発明特許の市場化業務）
- ① 開発技術の市場化に関する技術診断・企業診断・経営診断
  - ② 発明・特許の取得・管理・活用等に関する代行業務
  - ③ 技術・発明・特許の仲介・契約・管理等に関する代行業務
  - ④ 特許製品・技術の海外進出に関する代行業務
  - ⑤ 国内及び海外での特許紛争に関する仲介・調停の代行業務
  - ⑥ 新製品の出展・宣伝・あっせん等に関する代行業務
  - ⑦ 新製品・新技術の技術交流・異業種交流等に関する代行業務

**別表9 首都東京ベンチャー企業支援の系統図（案）**



（原稿受領 2006. 7. 28）